

# 青少年専門員だより

77号

令和7年4月22日



## 令和7年度がスタートしました



春風によって、桜の花がやさしく咲く季節になりました。

新しい学年がスタートし、子どもたちはちょっぴりドキドキ、でもワクワクした表情で登校する姿が見られます。この一年もたくさんの経験を通して、また一つ成長していくことでしょう。

今年度も青少年が心身ともに健やかに成長できるよりよい環境づくりのために、「置賜地区青少年育成連絡協議会」と各市町の「青少年育成市町民会議」・「青少年育成推進員会」が一体となって事業展開を図ってまいります。

さて、令和7年度の人事異動で、新規採用職員の布川愛子主事が着任いたしました。また、3月末で退任した梅津 洋青少年専門員の後任として、板垣 健青少年専門員（前赤湯小学校長）が着任しました。人事異動により事務局体制も新たになりましたのでお知らせします。今年度も、皆様とともに青少年の健全育成に努めて参りますので、これまで同様どうぞよろしくお願いいたします。

### 〈令和7年度 置賜地区青少年育成連絡協議会事務局〉

| 置賜総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課 |         |
|-----------------------|---------|
| 課 長                   | 布 宮 千 夏 |
| 課 長 補 佐               | 遠 藤 直 記 |
| 主 事                   | 布 川 愛 子 |
| 青少年専門員                | 峯 浩 明   |
| 青少年専門員                | 板 垣 健   |



### 第7次山形県教育振興計画（令和7年度から令和11年度まで取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組み等）

【本県教育の目標】ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う人づくり

【目指す社会】異なる立場や価値観を持った人々が豊かに生き活きと暮らす中で、

- 子どもは、学校の中だけでなく、社会の中で交流し、ワクワク感（意欲、興味、関心）を持って自ら選択し学び合っている。
- 大人・家庭は、互いを尊重する姿を見せ、子どもの試行錯誤を見守り、挑戦できる環境をつくっている。
- 地域等は、一人ひとりの違いや個性を認め、それぞれに応じた多様な学びの場や安全・安心な環境を提供している。

〈連絡先〉 Tel：0238-26-6027（内線 435） Fax：0238-24-2016

E-mail：mineh2024@pref.yamagata.jp または itagakit2025@pref.yamagata.jp

※ 青少年健全育成にかかわる動向を、会員の皆様に広く迅速にお知らせできるように、今年度も「青少年専門員だより」を隔月で発行します。青少年育成の関連団体の会長・副会長・行政担当者・推進員様宛にお送りいたしますので、ご高覧くださいますようお願いいたします。

# すべてのこども・大人に知ってほしい

令和5年4月、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども基本法」がつけられました。

## 6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度におうじて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



「何回言ったら分かるの!」「やる気がないなら、やらなくていい!」「早くしないと、〇〇させないからね!」「先生に言って叱ってもらうから!」等々、私たち大人は、良かれと思って子どもたちの「できない部分」を取り上げて、正す・直すという言動をしがちです。でも、罰や脅しの指導は一時的には効果があっても、その問題をこども自身が「変えたい」と思い、自らの手で変えようとしなければ意味がありません。

こどもに関わるすべての大人は、「自分の都合・想定・価値基準」等を絶対視し、強引に自分の考える「枠・型」にはめ込むことを慎み、「どうしたかったの?」と、こどもの思いを受け止め、よりよい行動について一緒に考えるという姿勢を大切にすることが重要です。

山形県では、県民総ぐるみで、子育て支援・少子化対策を推進し、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため「山形県子育て基本条例」を制定しました。

条例には、子育てにおいて家庭が果たす役割が重要であるため、家族のきずなを大切にする「家庭の日」を設けました。

毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の語らいや親子のふれあいをとおして、子どもを育む家族の素晴らしさや家庭の大切さを家庭や地域で見つめ直す運動を進めています。

## 毎月第3日曜日は「家庭の日」

上段が月別推進テーマ  
下段が行動実践事例

4  
月

### 「社会のルールやマナーを身につける」

・家庭のルールを  
きめましょう。  
まずはあいさつから。



5  
月

### 「家族で一緒に過ごす時間を増やす」

・家族そろって  
食事をしましょう。



家族そろって笑顔で過ごす時間をつくりましょう!!